

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																						
大原医療福祉専門学校	平成11年3月1日	渡邊 良憲	〒060-0806 (住所) 北海道札幌市北区北6条西8丁目3番地2 (電話) 011-707-0088																						
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																						
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中本 毎彦	〒 101-0065 (住所) 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266																						
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																				
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成13年文部科学省 告示第二十四号	一	平成25年度																				
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。																								
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	<p>■主な教育内容 介護職に必要な介護方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育内容の教育を行う。</p> <p>■取得可能な資格 介護福祉士、レクリエーションインストラクターなど。</p>																								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																		
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 2,074 単位時間	1,160 単位時間	758 単位時間	576 単位時間	0 単位時間	0 単位時間																		
			単位	単位	単位	単位																			
生徒総員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																					
40人	24人	0人	0%	21%																					
就職等の状況	■卒業者数(C)	17人																							
	■就職希望者数(D)	17人																							
	■就職者数(E)	17人																							
	■地元就職者数(F)	17人																							
	■就職率(E/D)	100%																							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)	100%																							
■卒業者に占める就職者の割合(E/C)	100%																								
■進学者数	0人																								
■その他																									
(令和 5 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)																									
■主な就職先、業界等																									
(令和5年度卒業生) 福祉施設全般、病院等																									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																								
当該学科のホームページURL	https://school.o-hara.ac.jp/sapporo/																								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																								
	総授業時数		2,074 単位時間																						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		456 単位時間																						
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間																						
	うち必修授業時数		456 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		456 单位時間																						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 单位時間																						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間																						
	(B : 単位数による算定)																								
	総授業時数		単位																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位																							
うち企業等と連携した演習の授業時数		単位																							
うち必修授業時数		単位																							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位																							
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>4人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	3人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人	計		4人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0人																							
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	3人																							
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																							
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																							
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人																							
計		4人																							
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数																								
	4人																								

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

①厚生労働大臣介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である老人、障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。

②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしきみ」、「医療的ケア」の教育内容について、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。

③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置付けについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、教務部長(課長)が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年9月20日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
渡邊 良憲	大原医療福祉専門学校 校長		
野原 純男	大原医療福祉専門学校		
神部 健史	石狩管内 老人福祉施設協議会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
近江 剛	社会福祉法人宏友会 手稲リハビリテーションセンター	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回開催 (7月、12月)

年2回開催 (7月、11月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月26日 17:00～17:50

第2回 令和5年11月29日 17:00～17:50

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

①業界で活用される内容を取り組むよう授業展開について検討した。

②就業後求められる基本スキルの再確認と教育課程における導入について検討した。

③委員の職場にて利用しているコミュニケーションツールにつき、授業においての活用につき検討した。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

①介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、老人、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。

②老人、障害者施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。

③老人、障害施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを老人、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

老人、障害者施設等に介護実習受け入れ依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の4点について連携している。

①実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認

②施設内の各部署の見学、実習の実施

③学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問

④実習修了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初步的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	社会福祉法人栄和会厚別栄和荘、医療法人資生会クリアコート千歳、社会福祉法人札幌恵友会新川エバーライフホームヘルプサービス、株式会社シムスヘルパーステーションはばたき等
介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行なはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通して、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	社会福祉法人北海道ハピニス和幸園、社会福祉法人百合の会オニオンコート、社会福祉法人愛全会サン・グレイス、社会福祉法人小樽育成院やすらぎ荘、医療法人社団豊生会ひまわり等
介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	社会福祉法人札幌慈啓会慈啓会特別養護老人ホーム、社会福祉法人神愛園神愛園清田、社会福祉法人宏友会手稲リハビリテーションセンター、医療法人耕仁会セージュ新ことに、医療法人双葉会マイトリーおたる等

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために下記のとおり教員研修の環境を整える。

「大原学園 教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意思により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおりとなる。

- ①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③学内に設置される附帯教育講座を利用しての自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 終末期における施設での支援の取り組み

連携企業等： 特別養護老人ホーム
サンハイム荒川

期間： 令和6年3月29日(金)

対象： 介護福祉学科教員

内容 高齢者施設においてニーズが高まっている、終末期の支援について、導入時の留意点、支援のプロセス、利用者や家族とのかかわり方、終末期にかかる職員への支援などについて、施設における実際の取り組みなどを学んだ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 心動かす価値が未来を変える
～持続可能な組織・地域をつくるために～

連携企業等： 公益財団法人 北海
道私立専修学校各種
学校連合会

期間： 令和5年8月1日(火)

対象： 介護福祉学科教員

内容 企業における『価値』の発見と共感をもたらす『価値』の必要性について学ぶ。

研修名： 未来の北海道を創る～令和の働き方・学び方を考える

連携企業等： 公益財団法人 北海
道私立専修学校各種
学校連合会

期間： 令和5年12月21日(木)

対象： 介護福祉学科教員

内容 北海道は海外から見ても魅力のある場所はあるが、そこで生活している者が北海道のことをあまり知っていない。北海道のことをよく知り、その上でGIGAスクール構想やDXを受け入れ、働き方を変えていくことを学ぶ

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 福祉施設における虐待防止の取り組みについて

連携企業等： 協力施設の施設長等

期間： 令和6年12月予定

対象： 介護福祉学科教員

内容 2024年の介護保険改正において、「高齢者虐待防止の推進」が盛り込まれ、高齢者虐待の防止に向けた更なる対応が求められている。現在、高齢者施設等で実際に行われている高齢者虐待防止に向けた職員への研修や、虐待防止委員会での取り組み、介護現場での取り組み等について、施設における事例や実際の取り組みなどを説明していただく予定。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 大学における障害学生支援～合理的配慮を中心に

公益財団法人 北海
連携企業等：道私立専修学校各種
学校連合会

期間： 令和6年7月22日（月）

対象：介護福祉学科教員

内容 ①障害学生支援の背景と法制度、合理的配慮の考え方 ②合理的配慮に関する具体例
③建設的対話の重要性について学ぶ

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人物像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での待遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①各学科の教育目標、育成人物像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4)学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	①就職に対する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。

(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行なわれているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8)財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行なわれているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9)法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10)社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

今年度の学校関係者評価委員会にあたり、①教員の資質向上への取組みを行っているかについて、②退学率の低減が図られているかについて、③就職率の向上が図られているかについて以下のご意見を頂く。

①職場の病院においても外来のアンケートを実施はしているので、先生方の授業の資質向上のためにアンケートを実施することは問題ないと思うが、その目的が改善であるべきで、職員に対するダメ出しになってしまわないことは必要と思う。

②職場においても離職率を低減するために、こまめに面談を行っている。面談で意識しているのは、出来ていないことを注意することではなく、出来ていることを褒めることにあり、その上で、改善の話をするようにしている。

職場において離職される方の理由として「心の問題」があげられる。若い方でもいるが、生活習慣の乱れが原因のこともあるので、学生さんも注意してほしい。

上記のいただいたご意見に対して実現に向け検討を実施している。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年9月20日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
服部 直毅	医療法人社団清和会 南札幌病院	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
神部 健史	石狩管内 老人福祉施設協議会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
吉村 幸子	公益社団法人 全国幼児教育研究協会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	企業等委員
田口 智一	大原医療福祉専門学校 卒業生	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
白幡 真衣	大原医療福祉専門学校 卒業生	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生
嶋崎 功	札幌市北区鉄西第7町内会	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	近隣住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

	(商業実務専門課程 介護福祉学科)											企業等との連携		
	分類			授業科目名	授業科目概要				授業方法		場所		教員	
	必修	選択必修	自由選択		配当年次・学期	授業時数	単位数	講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任
1	○			人間の理解 I	1 前	30	1	○			○	○		
2	○			人間の理解 II	1 前	60	1	○			○	○		
3	○			社会の理解	1 前	60	2	○			○	○		
4		○	○	人間と社会特論	1 前	30	1	○			○	○		
5	○			介護の基本 I	1 前	30	1	○			○	○		

6	○	介護の基本 II	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 前	30	1	○	○	○	○	
7	○	介護の基本 III	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 前	30	1	○	○	○	○	
8	○	介護の基本 IV	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	1	○	○	○	○	
9	○	介護の基本 V	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	1	○	○	○	○	
10	○	介護の基本 VI	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30	1	○	○	○	○	
11	○	コミュニケーション技術 I	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	1 前	30	1	○	○	○	○	
12	○	生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1 前	60	2		○	○	○	

13	○		日常生活介護Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1	○	○	○	○		
14	○		日常生活介護Ⅱ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30	1	○	○	○	○		
15	○		日常生活介護Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30	1	○	○	○	○		
16	○		介護過程Ⅰ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30	1	○	○	○	○		
17	○		介護総合演習Ⅰ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようになり、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2	○	○	○	○		
18	○		介護総合演習Ⅱ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようになり、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40	2	○	○	○	○		
19	○		介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初步的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることがある。	1 後	120	3		○	○	○	○	

20	○	介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な用い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行つてはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通して、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160	4			○	○	○	○
21		○ 介護特論 I	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 I・II・生活支援技術の基本」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1	○		○	○		
22		○ 介護特論 II	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 III・IV・日常生活介護 I・II」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 前	30	1	○		○	○		
23		○ 介護特論 III	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護の基本 V・VI・日常生活介護IV」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30	1	○		○	○		
24		○ 介護実践 I	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 前	30	1		○	○	○	○	
25		○ 介護実践 II	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	1 後	30	1		○	○	○	○	
26	○	障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	1 後	60	2	○		○	○		

27	○		こころとからだのしくみ I	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○	
28	○		こころとからだのしくみ II	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30	1	○			○	○	
29	○		こころとからだのしくみ III	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 後	30	1	○			○	○	
30		○	こころとからだのしくみ特論	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ I～III、認知症の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	1 後	30	1	○			○	○	
31	○		レクリエーション概論	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2 後	30	1	○			○	○	
32	○		レクリエーション指導法	ホスピタリティトレーニングやアイスブレーキングとは何かを理解して、コミュニケーション能力と促進方法を身につける。また、目的にあわせたアクティビティを選択、展開、引き出し方法と活用、更に、対象にあわせたアレンジ方法も学ぶ。学習した内容をもとにアクティビティ体験と指導体験にて、実践力を学ぶ。	2 後	40	2		○		○	○	
33	○		社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2 後	30	1		○		○	○	

34	○		情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法(資料作成方法)について学ぶ。	2 後	30	1	○	○	○	○		
35	○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	1	○		○	○		
36		○	人間と社会特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「社会の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○		○	○		
37		○	福祉実務	介護保険制度の基礎知識を理解することを目的とし、介護が必要な状態の段階を把握し、介護サービスを利用する際の費用の流れ、国、市町村などの関わりを学習する。	2 後	30	1	○		○	○		
38	○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2 前	30	1	○		○	○		
39	○		福祉住環境Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30	1	○		○	○		
40	○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2 前	30	1		○	○	○		

41	○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1	○	○	○	○		
42	○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1	○	○	○	○		
43	○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30	1	○	○	○	○		
44	○		介護過程Ⅱ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2	○	○	○	○		
45	○		介護過程Ⅲ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60	2	○	○	○	○		
46	○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにして、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40	2	○	○	○	○		
47	○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 後	176	4		○	○	○	○	

48	○	介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	90	3	○	○	○	○	○	
49	○	介護特論Ⅳ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「日常生活介護Ⅲ・V・利用者の状態・状況に応じた介護技術」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 前	30	1	○	○	○	○	○	
50	○	福祉住環境Ⅱ	利用者がなじみのある環境のもとでエンパワーメントをいかに引き出して活用し、自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30	1	○	○	○	○	○	
51	○	介護実践Ⅲ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2 前	30	1	○	○	○	○	○	
52	○	介護実践Ⅳ	企業や施設等での研修を通じて、社会人として組織に参加・貢献する経験を積み、学校生活やアルバイトでは得ることのできないことを学ぶ。	2 後	30	1	○	○	○	○	○	
53	○	発達と老化の理解	人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。	2 前	60	2	○	○	○	○	○	
54	○	認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等によるケアの方法について学ぶ。	2 前	60	2	○	○	○	○	○	

55	○		こころとからだのしくみIV	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	2 前	30	1	○			○	○		
56	○		こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	1	○			○	○		
57		○	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみIV、障害の理解、発達と老化の理解」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術にて得た知識を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30	1	○			○	○		
58	○		医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を学ぶ。	2 前	78	3	○			○	○		
合計				58 科目	2494 単位 (単位時間)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件 :	修業年限以上在学し、下記に定める授業時間数以上を履修し、規定の授業科目及び単位を修得し、かつ卒業審査に合格すること。 介護福祉学科 2,074時間 (68単位)	1学年の学期区分	2期
履修方法 :	必修科目は必ず履修し、選択必修科目は別に定める別表の通り履修する。	1学期の授業期間	22週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。